

大井町電気自動車用急速充電設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車の排出ガスによる大気汚染防止及び地球温暖化防止に向けて電気自動車等の普及促進を図るため、電気自動車用急速充電設備を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて大井町補助金等交付規則(平成15年大井町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車(以下「電気自動車」という。)をいう。

(2) 電気自動車用急速充電設備 一般電気工作物(電気事業法第38条第1項に適合する充電設備)のうち、電気自動車に充電するための設備であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置と電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10kW以上のもので、一般の用に供するものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる者は、電気自動車用急速充電設備を設置する個人又は法人で、次に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) 設置の日から起算して1年以上前から引き続き町内に住所又は事務所若しくは事業所を有すること。

(2) 町税等に滞納がないこと。

(補助金額)

第4条 補助金額は、電気自動車用急速充電設備1基につき5万円とする。

(補助の制限)

第5条 補助の対象となる電気自動車用急速充電設備は、同一会計年度内において1導入者につき1基を限度とする。ただし、町長が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電気自動車用急速充電設備を設置する前に、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 対象となる電気自動車用急速充電設備の設置場所がわかる平面図面及び設備の図面

(2) 対象となる電気自動車用急速充電設備の設置工事に係る契約書等の写し

(3) 対象となる電気自動車用急速充電設備の設置工事に係る見積書の写し

(4) 申請者が個人の場合は住民票、申請者が法人の場合は登記事項証明(履歴事項全部又は現在事項全部証明書)

(5) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等納付状況調査同意書

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、申請者に対して条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第8条 申請内容を変更又は中止するときは、速やかに変更・中止承認申請書(第3号様式)に変更又は中止を証する書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

2 町長は、前項に定める申請があった場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、変更・中止承認通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、対象となる電気自動車用急速充電設備の設置を完了した日から30日以内又は対象設備を設置した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費精算額内訳書(別紙様式1)

- (2) 対象となる電気自動車用急速充電設備設置に係る領収書の写し
 - (3) 対象となる電気自動車用急速充電設備設置に係る完成写真
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付の確定)

第 1 0 条 町長は、前条に定める実績報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を確定したときは、補助金交付確定通知書（第 6 号様式）により申請者へ通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 1 1 条 補助金は、前条の規定により補助金の交付を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（第 7 号様式）を町長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第 1 2 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、設置の日から起算して、5 年を経過するまでは、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保(以下「処分」という。)にしてはならない。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する処分承認申請書（第 8 号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項に定める事項について、必要があると認めるときは、その管理者及び運用の状況を調査することができるものとする。

(決定の取り消し)

第 1 3 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

(補助金の返還)

第 1 4 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合にお

いて、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(届出事項)

第15条 補助金の交付を受けた者は、所在地、名称又は氏名を変更したときは、文書をもってその旨を町長に届け出なければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。